



令01原機(峠)100

令和元年12月25日

原子力規制委員会 殿

茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

理事長 児玉 敏



国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

人形峠環境技術センター

加工施設の施設定期検査申請に係る変更届出について

平成25年10月15日付け25原機(峠)092(平成26年7月2日付け26原機(峠)029, 平成27年4月10日付け27原機(峠)011, 平成30年2月14日付け29原機(峠)164, 平成30年4月5日付け30原機(峠)010, 平成31年2月15日付け30原機(峠)200, 平成31年4月10日付け31原機(峠)012をもって変更)をもって申請した国立研究開発法人日本原子力研究開発機構人形峠環境技術センターの加工施設の施設定期検査申請の記載事項のうち, 3項の記載を一部変更したので, 「核燃料物質の加工の事業に関する規則」第3条の16第2項の規定に基づき, 下記のとおり届出いたします。

記

1. 変更の内容

「3. 検査を受けようとする事項及び期日」を別紙のとおり変更する。

2. 変更の理由

平成30年度の施設定期検査の実績を踏まえ、3項 検査を受けようとする事項及び期日のうち、1) 検査を受けようとする事項について、別記の「検査を受けようとする期日」の第14回(令和元年度)の検査受検期間(予定)の内容を追記する。

別 紙

1. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
住 所 茨城県那珂郡東海村大字舟石川765番地1
代表者の氏名 理事長 児玉 敏雄

2. 加工施設を設置した工場又は事業所の名称及び所在地

名 称 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構 人形峠環境技術センター
所 在 地 岡山県苫田郡鏡野町上齋原1550番地

3. 検査を受けようとする事項及び期日

1) 検査を受けようとする事項

別添参照

2) 期日

自：平成25年12月

至：未定^{※1}

※1 施設定期検査の終了時期については、核燃料施設等における新規制基準の施行に伴う加工事業許可変更申請を行っていないため、現段階では「未定」とする。

別 添 (変更前)

検査の対象	検査の方法
非常用設備	自動火災報知設備の警報作動検査
加工設備本体	工程用モニタの警報作動検査
廃棄施設	負圧警報作動検査
廃棄施設	放射性液体廃棄物処理施設の液面高検知警報の作動検査
加工設備本体	温度・圧力異常警報の作動検査
非常用設備	非常用発電機の作動検査
非常用設備	無停電電源の作動検査
廃棄施設	放射性気体廃棄物処理施設の処理能力検査
廃棄施設	放射性液体廃棄物処理施設の処理能力検査
放射線管理施設	排気用モニタ警報の作動検査
廃棄施設	送排風機の起動停止シーケンスの作動検査 (含む負圧維持)
加工設備本体	シリンダ槽の温度・圧力異常高 (加熱停止) インタロックの作動検査
加工設備本体	均質パージコールドトラップの温度・圧力異常高 (加熱停止) インタロックの作動検査
貯蔵施設	搬送設備の停電時保持能力検査
廃棄施設	第1種管理区域の負圧確認検査※1
廃棄施設	ろ過装置の性能確認検査
加工設備本体	六フッ化ウラン漏えい拡大防止インタロックの作動検査 (緊急しゃ断弁)
廃棄施設	工程用モニタ異常インタロックの作動検査 (排気系)
廃棄施設	配管フードの機能検査
加工設備本体	シリンダ交換時インタロックの作動検査
加工設備本体	シリンダ槽の重量異常高停止インタロックの作動検査
加工設備本体	系内圧力の確認
廃棄施設	保守フードの面速検査
貯蔵施設	原料・廃品シリンダの確認検査

※1 建物・構築物の健全性確認に関する検査も行う。

別記参照。

別 記

検査の対象	検査を受けようとする期日	
<ul style="list-style-type: none"> ・加工設備本体 ・貯蔵施設 ・廃棄施設 ・放射線管理施設 ・非常用設備 	施設定期検査期間 平成 25 年 12 月 ～ 未定	第 14 回（平成 25 年度） 検査受検期間 平成 26 年 2 月 12 日～4 月 11 日 平成 26 年 11 月 11 日 ^{※1}
		第 14 回（その 2）（平成 26 年度） 検査受検期間 平成 27 年 2 月 12 日～3 月 13 日
		第 14 回（その 3）（平成 27 年度） 検査受検期間 平成 28 年 2 月 2 日～18 日
		第 14 回（その 4）（平成 28 年度） 検査受検期間 平成 29 年 2 月 28 日～6 月 9 日 ^{※2}
		第 14 回（その 5）（平成 29 年度） 検査受検期間 平成 30 年 5 月 14 日～5 月 18 日 ^{※3}
		第 14 回（その 6）（平成 30 年度） 検査受検期間（予定） 平成 31 年 3 月 4 日～5 月 31 日 ^{※3}

※1 核燃料施設等における新規制基準の施行に伴い、廃棄施設 第1種管理区域の負圧確認検査のうち、建物・構築物の健全性確認に関する検査を追加し、11月11日に検査を実施した。

※2 平成29年3月8日の加工設備本体 均質パージコールドトラップの温度・圧力異常高（加熱停止）インタロックの作動検査において、自主検査記録設定値の許容範囲が許可申請書で定める制限値を超えるような設定値となっていたことが確認されことから、検査を中断した。当該事象に対する是正措置ならびに水平展開を実施し、施設定期検査を再開した。

※3 平成29年3月以降、下記検査に係る設備を用いて、核燃料物質等を扱う運転は行っていないこと及び新規制基準施行後、経過措置の5年が過ぎたことから、今後の使用予定もなく、検査を受検できる状態ではない。

停止中の設備に係る検査項目

- ・ 工程用モニタの警報作動検査
- ・ 温度・圧力異常警報の作動検査
- ・ シリンダ槽の温度・圧力異常高（加熱停止）インタロックの作動検査
- ・ 均質パージコールドトラップの温度・圧力異常高（加熱停止）インタロックの作動検査
- ・ 六フッ化ウラン漏えい拡大防止インタロックの作動検査（緊急しゃ断弁）
- ・ 工程用モニタ異常インタロックの作動検査（排気系）
- ・ 配管フードの機能検査
- ・ シリンダ交換時インタロックの作動検査
- ・ シリンダ槽の重量異常高停止インタロックの作動検査
- ・ 系内圧力の確認

別 添 (変更後)

検査の対象	検査の方法
非常用設備	自動火災報知設備の警報作動検査
加工設備本体	工程用モニタの警報作動検査
廃棄施設	負圧警報作動検査
廃棄施設	放射性液体廃棄物処理施設の液面高検知警報の作動検査
加工設備本体	温度・圧力異常警報の作動検査
非常用設備	非常用発電機の作動検査
非常用設備	無停電電源の作動検査
廃棄施設	放射性気体廃棄物処理施設の処理能力検査
廃棄施設	放射性液体廃棄物処理施設の処理能力検査
放射線管理施設	排気用モニタ警報の作動検査
廃棄施設	送排風機の起動停止シーケンスの作動検査 (含む負圧維持)
加工設備本体	シリンダ槽の温度・圧力異常高 (加熱停止) インタロックの作動検査
加工設備本体	均質パージコールドトラップの温度・圧力異常高 (加熱停止) インタロックの作動検査
貯蔵施設	搬送設備の停電時保持能力検査
廃棄施設	第1種管理区域の負圧確認検査
廃棄施設	ろ過装置の性能確認検査
加工設備本体	六フッ化ウラン漏えい拡大防止インタロックの作動検査 (緊急しゃ断弁)
廃棄施設	工程用モニタ異常インタロックの作動検査 (排気系)
廃棄施設	配管フードの機能検査
加工設備本体	シリンダ交換時インタロックの作動検査
加工設備本体	シリンダ槽の重量異常高停止インタロックの作動検査
加工設備本体	系内圧力の確認
廃棄施設	保守フードの面速検査
貯蔵施設	原料・廃品シリンダの確認検査

別記参照。

別 記

検査の対象	検査を受けようとする期日	
<ul style="list-style-type: none"> ・加工設備本体 ・貯蔵施設 ・廃棄施設 ・放射線管理施設 ・非常用設備 	施設定期検査期間 平成 25 年 12 月 ～ 未定	第 14 回（平成 25 年度） 検査受検期間 平成 26 年 2 月 12 日～4 月 11 日 平成 26 年 11 月 11 日 ^{※1}
		第 14 回（その 2）（平成 26 年度） 検査受検期間 平成 27 年 2 月 12 日～3 月 13 日
		第 14 回（その 3）（平成 27 年度） 検査受検期間 平成 28 年 2 月 2 日～18 日
		第 14 回（その 4）（平成 28 年度） 検査受検期間 平成 29 年 2 月 28 日～6 月 9 日 ^{※2}
		第 14 回（その 5）（平成 29 年度） 検査受検期間 平成 30 年 5 月 14 日～5 月 18 日
		第 14 回（その 6）（平成 30 年度） 検査受検期間 令和元年 5 月 14 日～5 月 17 日 ^{※3}
		第 14 回（その 7）（令和元年度） 検査受検期間（予定） 令和 2 年 2 月 17 日～3 月 31 日 ^{※3}

※ 1 核燃料施設等における新規制基準の施行に伴い、廃棄施設 第 1 種管理区域の負圧確認検査のうち、建物・構築物の健全性確認に関する検査を追加し、11 月 11 日に検査を実施した。

※ 2 平成 29 年 3 月 8 日の加工設備本体 均質パージョールドトラップの温度・圧力異常高（加熱停止）インタロックの作動検査において、自主検査記録設定値の許容範囲が許可申請書で定める制限値を超えるような設定値となっていたことが確認されことから、検査を中断した。当該事象に対する是正措置ならびに水平展開を実施し、施設定期検査を再開した。

※3 平成29年3月以降、下記検査に係る設備を用いて、核燃料物質等を扱う運転は行っていないこと及び新規規制基準施行後、経過措置の5年が過ぎたことから、今後の使用予定もなく、検査を受検できる状態ではない。

停止中の設備に係る検査項目

- ・ 工程用モニタの警報作動検査
- ・ 温度・圧力異常警報の作動検査
- ・ シリンダ槽の温度・圧力異常高（加熱停止）インタロックの作動検査
- ・ 均質パージコールドトラップの温度・圧力異常高（加熱停止）インタロックの作動検査
- ・ 六フッ化ウラン漏えい拡大防止インタロックの作動検査（緊急しゃ断弁）
- ・ 工程用モニタ異常インタロックの作動検査（排気系）
- ・ 配管フードの機能検査
- ・ シリンダ交換時インタロックの作動検査
- ・ シリンダ槽の重量異常高停止インタロックの作動検査
- ・ 系内圧力の確認